



## VI ともにつくる自立したまちづくり

### ◎男女共同参画の推進

(施) DV対策推進費 (市民部 男女共同参画課)

2,205千円 (2,040千円)

#### 1 事業目的

DV相談については、近年相談内容が多様化・深刻化し相談件数は年々増加してきており、DV被害者等の緊急避難支援及び緊急一時保護が必要なケースも増加傾向にある。そういった中、DV被害者サポーター登録制度を新設し、またNPO法人新居浜ほっとねっとが設立され、各関係機関及び団体との協力・連絡等を密にして連携をうまく取っていくことで、DV被害者等の生命を守るとともにDV被害者等が安心できる生活が営めるようなサポート体制整備を図っていく。

#### 2 事業年度

平成22年度

#### 3 事業概要

- (1) DV相談等の充実 858千円  
毎週火曜日の午後にDV相談を実施。また緊急及びフォロー相談にも対応  
DV相談員に、連絡・支援対応用の携帯電話を貸与  
DV被害者サポーターの傷害保険に加入  
DV相談員及びDVサポーターの同行支援等に対する謝礼
- (2) DV相談員研修等の実施 260千円  
DV相談員研修への参加  
DV関係相談員セミナーへの参加  
DV相談員等の心のケア研修を実施
- (3) 緊急避難及び緊急一時保護の支援 87千円  
扶助費の支給
- (4) NPO法人新居浜ほっとねっと活動補助 1,000千円  
暴力に苦しむ女性と子どもの保護支援活動事業補助金

### ◎協働によるまちづくり体制の推進

(施) 公共施設愛護活動支援事業費 (市民部 市民活動推進課)

800千円 (650千円)

#### 1 事業目的

多くの市民が自発的に公共施設の清掃・美化活動に取組み、まちの美化が推進されるとともに市民と行政が協働して公共施設の愛護に取り組むまちづくりを目指す。

平成15年度より実施し、現在81件(61団体・20個人)、約3,600名の市民と合意書を取り交わしている。

東川河川敷花壇整備については、中萩校区において花壇整備を通じて、地域環境美化に対する住民意識の向上を図るとともに、地域住民の交流の促進と青少年の健全育成に取り組んでいる。

#### 2 事業年度

平成22年度

### 3 事業内容

- (1) 市民が身近な公共施設の清掃・美化活動などを行う区域を選定する。
- (2) できるだけ継続してもらえるように、参加人数、活動範囲（距離）、活動回数などに制限は設けない。
- (3) 市民からの申込みに基づき、市民と市との間で合意書を取り交わす。
- (4) 市は、参加者に対して、必要な用具類の提供・貸与、保険加入、啓発・広報活動などを行う。

## ◎市民の自主活動の促進

(単) **コミュニティ施設整備事業（市民部 市民活動推進課）**

**23,000千円** (49,412千円)

### 1 事業目的

自治会館の老朽化に伴う建設（新築及び改築）工事は、昭和55年度から県の事業にのっとり補助事業を行ってきたが、平成19年度で終了し、以後自治総合センター（宝くじ）のコミュニティ助成事業で建設補助を行ってきたが、この事業は3年に1館程度の事業採択であるため、建設要望に対し建替えが進まない状況であった。そのため、平成21年度より市独自の建設補助金を設け、地域コミュニティ活動拠点である自治会館の建設について、1年に1館の整備を順次進めている。

また、自治会館施設等（集会所・放送施設・掲示板）や防犯灯の補修等整備に関する補助（自治会負担あり）を継続する。

### 2 事業年度

平成22年度

### 3 事業概要

#### (1) 集会所整備事業（15,000千円）

自治会館1館の新築工事（平成22年度治良丸自治会館予定）

補助率 工事精算額の3/5以内

補助限度額 15,000千円（他費用は自治会負担）

木造建築を原則とし、補助基準単価1㎡165千円

※土地の取得・造成費、建物の設計解体費等は補助対象外

#### (2) 集会所施設・放送施設・掲示板整備事業（7,400千円）

集会所施設の改修等並びに附帯施設の整備改修等

補助率 工事精算額の1/2以内

補助限度額 600千円（他費用は自治会負担）

放送施設・掲示板の新設・修繕等

補助率 工事精算額の1/2以内

補助限度額 新設250千円 修繕130千円（他費用は自治会負担）

#### (3) 防犯灯整備事業（600千円）

防犯灯の新設・増設

補助率 工事精算額の1/2以内

補助限度額 支柱込新設 1基18千円

支柱なし新設 1基 9千円

◎効果効率的な行財政運営の推進

(施) **電子入札推進費 (総務部 契約課)** (新規)

**4, 979千円**

1 事業目的

電子入札の導入によって入札事務の合理化を図り、一般競争入札の施行範囲を拡大し、入札の公平性・透明性及び安全性を高めることによって、市民の信頼性を高めるとともに契約事務の正確性・迅速性向上と入札参加者の負担軽減及び事務改善を図る。

2 事業年度

平成22年度～

3 事業概要

インターネットを利用するASP方式により電子入札システムの導入推進を図り、平成22年度後期を目途に、現在郵便入札によって施行している設計金額2千万円超の工事の事後審査型一般競争入札から運用を開始する。その後電子入札の施行状況を確認しながら、対象とする工事の範囲を拡大していく。

- (1) 委託料 4, 582千円  
電子入札システム改修委託料等
- (2) 使用料及び賃借料 208千円  
電子入札コアシステム使用料
- (3) 備品購入費 189千円

(施) **市民税課税システム推進費 (総務部 市民税課)**

◇地方税電子化推進費 (市民税課、資産税課、収税課) (拡充)

**27, 590千円** (52,161千円)

1 事業目的

平成22年度より開始される国税連携により確定申告書等の国税資料が電子化されるため、データの取込、課税データ化及び資料の原票化 (データ内容の可視化) を円滑に行うためのシステム改修を行い、適正な課税を行う。

2 事業年度

平成22年度～

3 事業概要

- (1) 地方税電子化協議会負担金等 (2,186千円)
- (2) システム改修委託料 (16,986千円)
- (3) ASP利用料等 (3,667千円)
- (4) 事務費等 (4,751千円)